

3-1 書類を事前に準備する

故人の戸籍や保険証などの書類は、複数の手続きで提出する必要があります。こういう書類は**事前に複数枚用意**しておけば手間がかからず、時間も節約できます。

死亡診断書（死体検案書）のコピー・死亡届の写し

亡くなった日などが明記されたもので、亡くなったことを証明する書類として様々な手続きに必要となります。提出（1-2 参照）してしまうと原本が手元に残らないため、複数枚コピーを取っておくと安心です。

なお、保険金の受け取りなどは、**コピーでは対応してもらえない**こともありますので、市区町村窓口や法務局で「死亡届の写し」を発行してもらいましょう。

通帳などのコピー

通帳やカードの口座番号・加入者名・支店名がわかる部分のコピーを用意しておくと、振込先の指定時に役立ちます。

住民票の除票の写し

亡くなった方の最後の住所を確認したり、住所変更の経緯を確認するために必要となります。市区町村窓口で発行してもらえますが、マイナンバーカードもしくは住民基本台帳カードがあれば、地域によっては**コンビニエンスストア**でも発行することができます。

ポイント!



次の書類を事前に用意しておく、相続の様々な手続きをスムーズに進めることができます。

①故人の出生から死亡までの戸籍、②法定相続人全員の戸籍謄本（①とつながっているものから最新のものまで）、③法定相続人の印鑑証明、④法定相続人の住民票

本書の中で2回以上必要となる書類は以下のとおりです。事前に必要数を準備しましょう。また、手続きの際は自分の身分証明書と印鑑も忘れず持ちましょう。

故人に関する書類

故人の健康保険証

- 保険証の返却 (2-1)
- 葬祭費の申請 (5-1)
- 高額療養費の払い戻し (5-5)

故人の住民票の除票

- 遺族年金の請求 (2-4)
 - 法定相続人の確認 (4-3) ※
 - 相続に関する意思表示 (4-8) ※
- ※死亡の記載があること

死亡診断書のコピー

- 保険証の返却 (2-1)
- 年金の受給停止 (2-2)
- 遺族年金の請求 (2-4)
- 運転免許証・パスポートの返納 (3-2)
- 埋葬費・埋葬料の申請 (5-2)

故人の出生から死亡までの戸籍

- 遺言書の検認 (4-2)
- 相続に関する意思表示 (4-8)
- 遺産分割調停 (4-10)
- 不動産の相続 (4-11)
- 預貯金の相続 (4-12)
- 有価証券の相続 (4-14)

申請者に関する書類

金融機関の通帳など（コピーでも可）

- 未支給年金の受給 (2-3)
 - 遺族年金の請求 (2-4)
 - 葬祭費の申請 (5-1)
 - 児童扶養手当の申請 (5-4) ※
 - 高額療養費の払い戻し (5-5) ※
- ※地域によって異なる

年金証書

- 年金の受給停止 (2-2)
- 未支給年金の受給 (2-3)
- 遺族年金の請求 (2-4)

住民票

- 未支給年金の受給 (2-3)
 - 遺族年金の請求 (2-4) ※
 - 埋葬費・埋葬料の申請 (5-2)
 - 児童扶養手当の申請 (5-4) ※
- ※世帯全員分が必要。ただし死亡一時金の場合は故人と請求者のみでよい

戸籍謄本

- 遺族年金の請求 (2-4)
 - 法定相続人の確認 (4-3)
 - 故人の預貯金の調査 (4-6)
 - 相続に関する意思表示 (4-8)
 - 普通自動車の相続 (4-13)
 - 遺族補償の申請 (5-3)
 - 児童扶養手当の申請 (5-4)
 - 高額療養費の払い戻し (5-5)
 - 姻族関係の終了 (5-8) ※
- ※除籍謄本でも可

所得証明書

- 遺族年金の請求 (2-4) ※
 - 児童扶養手当の申請 (5-4)
- ※死亡一時金の場合は不要